

生徒心得

茨城県立境高等学校

1 礼儀作法

高校生にふさわしい言葉遣いや生活態度を心がけること。

2 校内生活

- (1) 始業予鈴8時30分までに登校すること。
- (2) 校長室、職員室、教科準備室、事務室などに入室の際は、服装を正し、ノックして入り、誰もいない時は出入りしないこと。
- (3) 登校してからは、下校時まで外出は原則として禁止する。
- (4) 昼食は校内（教室）でとること。
- (5) 建物、備品、器具類は大切に取扱い、誤って破損した場合は、すぐ関係職員に届け出ること。

3 所持品

- (1) 所持品には、必ず氏名等を明記し、学校生活に必要なものは持参しないこと。
- (2) 必要以外の金銭は持たないようにすること。多額の金銭を持参した場合は、関係職員に預けること。また、金銭の貸し借りは避けること。

4 通学・校外生活

- (1) 通学に際しては、交通規則を守り事故防止に努めること。
- (2) 自転車通学の場合は、ステッカーを貼り、校内の所定の場所に駐輪すること（施錠を完全に）。雨天時は雨合羽を使用すること。右側通行・二人乗り・傘さし運転・スマートフォン等の使用は道路交通法違反である。
- (3) 自転車の整備点検を確実に行うこと（ブレーキ、ライト等）。
- (4) 原付バイク免許取得について
 - ①原付バイクの免許取得を希望する者は、以下の条件を遵守し、校長の承認を得ること。
 - (ア) 担任を通して「原付バイク免許取得承認願」を提出し、校長の承認を得ること。
 - (イ) 免許取得にあたっては、原則として長期休業中に受験（学科）・受講（実技）し取得すること。ただし、この間やむを得ず実技講習を受講できない場合は休業日に受講してもよい。その場合は、事前に承認願を提出し承認を得ること。
 - (ウ) 自動二輪の免許取得は、いかなる理由があっても認めない。
 - ②免許取得後、担任を通して「原付バイク免許取得届」を校長に提出すること。
 - ③原付バイク通学許可者以外は登下校時の原付バイクの使用を禁止する。
 - ④原付バイク通学許可条件は、以下の通りとする。
 - (ア) 部活動に加入していない生徒 … 本校・自宅間の距離が、グーグルマップ等のルート検索による計測（徒歩・自転車使用ルート）で、10km以上であること。
 - (イ) 部活動加入生徒 … 本校・自宅間の距離が、グーグルマップ等のルート検索による計測（徒歩・自転車使用ルート）で、7km以上であること。ただし、部活動の活動状況や居住地域によって特例措置を講じる場合もある。
- (5) 飲酒、喫煙、その他薬物の乱用等、法律により禁じられている行為は厳禁とする。
- (6) 条例等で禁じられている場所への出入りは禁止する。
- (7) 交友間や男女間の交際は、節度あるものとなるよう心がけること。
- (8) 暴走行為は誘われても絶対に参加しないこと。また、見物にも行かないこと。

5 服装・容儀に関する規定

[1] 服装（夏季…6/1～9/30 冬季…10/1～5/31）

- (1) 冬服…標準型学生服で、左襟に校章を付ける。下に白無地ワイシャツ着用。

＜タイプⅠ＞・上着は黒の詰め襟型とし、本校所定の金ボタン（大）を5個、袖には（小）を2個付ける。

・スラックスは黒の標準型とする。（ワンタック可）

＜タイプⅡ＞・本校所定の標準型学生服で、上着は黒の背広型とし、前ボタンは3個、袖には2個つける。

・スカートの場合、黒のくるまひだプリーツスカート（ひだの数は24）で、丈は膝の中央とする。

・スラックスの場合、黒の標準型とする。（ワンタック可）

- (2) 夏服…白無地のワイシャツまたは白無地のポロシャツとする。ポロシャツは、白無地で胸（左右いずれか）のワンポイント付きまで認める。ただし、裾のあまりに長いものはスラックスまたはスカートの中に入れること。

＜タイプⅠ＞・スラックスは冬服に準じる。

＜タイプⅡ＞・スカートまたはスラックスは冬服に準じる。

・本校指定のベストを着用すること。

- (3) 夏冬共通…標準型学生服の着こなしについては、随時指示する。靴下の色は、白・黒・紺・グレー系統とする。スニーカーソックスの着用を認める。ストッキング・タイツは、無地の黒またはベージュに限る。

- (4) 冬季の防寒具について

・コート類は、華美でないもの、派手でないもの（黒・紺・茶・ベージュ系）とする。

・セーター・カーディガンは、無地のVネックとするが、胸（左右のいずれか）のワンポイント付きまで認める。セーター・カーディガンの色は黒・紺・茶・白・ベージュ・グレーとし、標準型学生服の裾から出ないように着用することを原則とする。校内では、セーター・カーディガンで過ごすことを認める。セーター・カーディガンのみでの登下校は認めない。

・スカートの下にジャージ（スラックス等）を着用することは禁止する。ただし、登下校のみ防寒着としての着用は許可する。着用者は、昇降口・自転車置き場で必ず脱ぐこととする。

[2] 頭髪

・清潔をむねとし、高校生としてふさわしい髪型であること。

・パーマ、髪染め、脱色、付け毛（エクステ）・極端な刈り上げ・剃り込み等は禁止する。

[3] その他

・化粧は禁止する。

・ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレット、付け爪、髪飾り、リボン、カラーコンタクトレンズその他装飾品の着用は禁止する。

・靴は黒・茶系の革靴か、運動靴（色指定なし）とする。

6 下校等について

- (1) 下校時刻 … 16時55分

(2) 清掃当番は、清掃終了後必ず施錠・消灯・消火を行い、日直はそれを確認し担任に報告すること。

(3) 放課後生徒が教室や特別室を使用する場合は、担任や担当職員に許可を受けること。使用後は、施錠・消灯・消火を行って、担任・担当職員に報告してから下校すること。

(4) 部活動を行う生徒は、所持品を持って部室へ行くこと。

7 アルバイトについて

アルバイトは原則として禁止する。ただし、経済的事情等のやむを得ない理由がある場合に限り、校長の許可を得て行うことができる。